

## 「Microsoftライセンス一式」 入札説明書等に対する質問について

質問書の提出期限：令和8年4月21日（火）午後5時15分まで

項番	資料の種類・ページ	質問	回答
1	ライセンス仕様書	Microsoftより取得した提示条件について、Future Pricingの製品リストにライセンス仕様書に記載のない「Defender Endpoint P2 Sub Per User」に関する情報が含まれておりますが、こちらは本件入札において考慮しなくてよろしいでしょうか。考慮する場合は、要件についてお示しください。	仕様書に「Defender Endpoint P2 SU Defender Endpoint P1 Per User (QLS-00007)」が含まれているため、Microsoft提示のFuture Pricing製品リストに記載の「Defender Endpoint P2 Sub Per User」については、本入札において考慮対象外として差し支えありません。 本調達には「M365 E3 Unified Existing Customer Sub Gov Per User」が含まれ、当該ライセンスによりDefender Endpoint P1相当の利用権が付与されるため、P1を前提とする「Defender Endpoint P2 SU (Step-up from P1)」を割り当てることでP2相当の機能を利用できると整理しております。
2	サービス利用契約書・契約条項・第6条（支払方法）	ライセンス料の請求・支払いについて、請求期間の区切りは以下の通りでよろしいでしょうか。  対象年度：対象利用期間 令和8年度：令和8年7月1日～令和9年3月31日 令和9年度：令和9年4月1日～令和10年3月31日 令和10年度：令和10年4月1日～令和11年3月31日 令和11年度：令和11年4月1日～令和12年3月31日 令和12年度：令和12年4月1日～令和13年3月31日 令和13年度：令和13年4月1日～令和13年6月30日	ライセンス料の請求・支払いに係る請求期間の区切りは次のとおりになります。  対象年度：対象利用期間 令和8年度：令和8年7月1日～令和9年6月30日 令和9年度：令和9年7月1日～令和10年6月30日 令和10年度：令和10年7月1日～令和11年6月30日 令和11年度：令和11年7月1日～令和12年6月30日 令和12年度：令和12年7月1日～令和13年6月30日
3	納入実績証明願	「証明者」になるのは、契約の相手方である発注機関（国又は地方公共団体）でしょうか。	ご認識のとおりです。
4	入札説明書・別記・4 契約保証金・（注2）	「履行」とは「物品等の納入が完了していること」と定義されていますが、複数年契約においては、契約期間の満了（最終年度までの契約期間満了）をもって履行完了と判断するものではなく、あくまで当該年度または当該期間分の物品等の納入が完了していることをもって「履行」と判断する、との理解でよろしいでしょうか。 また、「種類及び規模」に関し、月額使用料等が定められている複数年契約の場合、実績として求められる3,000万円以上の金額は、納入（履行）が完了している対象期間に係る契約金額（使用料等の総額）をもって判断されるとの理解で差し支えないか、あわせてご教示ください。	「履行」に係るご質問については、入札説明書 別記4（注2）のとおり、複数年契約の場合であっても「契約期間の満了（最終年度までの契約期間満了）」をもって履行完了と判断するものではなく、履行年度の末日が「過去2年の間」に属し、かつ当該年度の履行確認が行われていることをもって「履行」と判断します。 「種類及び規模」に係るご質問については、「納入（履行）が完了している対象期間に係る契約金額」によらず、「当該契約金額の総額」が30,000千円以上であるかにより判断します。
5	入札説明書・別記・4 契約保証金・（注2）	「種類及び規模」および「履行」について定義が示されておりますが、ここでいう「物品等」に係る納入実績については、Microsoft 製品のライセンスに限らず、同程度の契約金額・形態を有するソフトウェアライセンス、ネットワーク機器等の物品であっても、要件を満たすものとして認められるか、ご教示ください。 また、クラウドサービス（SaaS等の利用契約）も、契約金額・履行確認が可能なものであれば、実績として認められるかご教示ください。	Microsoft 製品のライセンスに限らず、同程度の契約金額・形態を有するソフトウェアライセンス、ネットワーク機器等の物品またはクラウドサービス（SaaS等の利用契約）についても「物品等」に含まれます。